

指定管理者申込要項概要（非公募）

施設名	室蘭市公設地方卸売市場
担当部課	経済部農水産課
団体名	室蘭市場サービス株式会社
非公募の理由	<p>室蘭市公設地方卸売市場の指定管理者については、市場の施設運営と施設の維持管理だけでなく、室蘭市公設地方卸売市場業務条例に規定する市場関係事業者に対する知識及び売買取引時における知識（せり売りや相対売り等）等の専門的な知識が不可欠となる。</p> <p>室蘭市場サービス株式会社は、昭和43年1月に市場関連業務を行うことを目的に、室蘭市の第三セクターとして開設者と市場関連業者の共同出資で設立した株式会社であり、室蘭市中央卸売市場開設以来、これまで売買取引代金精算業務のほか警備業務等も行ってきた経験から、市場関係事業者及び売買取引に係る専門的知識を熟知しており、売買取引を中立な立場で監視することが可能である。</p> <p>さらに、市の冷蔵庫の維持管理の一部も行っている実績もあり、今後とも安定的な施設の維持管理について期待できる。</p> <p>これらのことから、室蘭市公設地方卸売市場の指定管理者については、専門的知識を有し、かつ、中立性を保ちながら安定的な施設の管理運営が見込める室蘭市場サービス株式会社とすることが適切である。</p>
申込資格	室蘭市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱第3の3「申込資格」中、(3)のア及びイによるほか、室蘭市内に事務所があること。
申込期間	令和4年9月20日から令和4年10月17日まで
選定基準	室蘭市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条の定めによる。
管理の基準	「室蘭市公設地方卸売市場業務条例」及び「室蘭市公設地方卸売市場業務条例施行規則」による。
業務の範囲	「室蘭市公設地方卸売市場業務条例」及び「管理仕様書」による。
利用料金制度	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
市の費用支出	<p>委託料＝管理費用(※)</p> <p>(※)ここでいう「管理費用」とは、市が設定した同費用額を参考にして団体と協議し定めた額を指す</p>
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
その他特記事項	